

令和 2 年（措）第 3 号

排 除 措 置 命 令 書

愛知県豊田市西町二丁目 6 6 番地
有限会社学生の店みくさ豊田店
同代表者 代表取締役 得 能 康 照

愛知県豊田市竹生町三丁目 3 3 番地
株式会社近藤洋服店
同代表者 代表取締役 梅 村 修 司

愛知県豊田市若林東町棚田 6 6 番地 1
ノノヤマ洋服株式会社
同代表者 代表取締役 野々山 雅 博

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 有限会社学生の店みくさ豊田店（以下「学生の店みくさ豊田店」という。）、株式会社近藤洋服店（以下「近藤洋服店」という。）及びノノヤマ洋服株式会社（以下「ノノヤマ洋服」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、株主総会において決議しなければならない。
 - (1) 別表記載の愛知県立豊田北高等学校の制服（以下「本件制服」という。）について、遅くとも平成 2 7 年 9 月頃以降、3 社及び株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」という。）の 4 社（以下「4 社」という。）

が共同して行っていた、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定せず、自主的に決めること。

(3) 今後、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行わないこと。

2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社及び愛知県立豊田北高等学校（以下「豊田北高校」という。）に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。

4 3社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

5 3社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 3社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、本件制服を豊田北高校の生徒等に販売していた。

イ 名宛人以外の大丸松坂屋百貨店は、東京都江東区木場二丁目18番11号に本店を置き、自社が全額を出資する株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ（以下「DMSA」という。）に制服の販売業務を委託し、本

件制服を豊田北高校の生徒等に販売する事業を営んでいた者であるが、令和2年4月以降、同事業を営んでいない。

(2) 本件制服の取引形態等

ア 豊田北高校は、自校の生徒等に対し、生徒等向け配布資料で定めていた仕様を満たす制服を着用するよう指導していた。

イ 4社は、遅くとも平成27年4月以降、本件制服の指定販売店であり、豊田北高校は、平成28年度以降の新入学生徒等に対し、本件制服の購入先として4社のみを案内していた。

ウ 3社は、それぞれ、代表取締役が本件制服の販売価格を決定していた。大丸松坂屋百貨店は、大丸松坂屋百貨店の本件制服の売場責任者が示した方針に沿ってDMS Aの担当者が本件制服の販売価格案を作成し、当該責任者が当該販売価格案を了承することにより、本件制服の販売価格を決定していた。また、4社は、それぞれ、豊田北高校から確認を得た上で、本件制服の販売価格を決定していた。

エ 4社は、本件制服の共通チラシを作成して、豊田北高校を通じて新入学生徒等に配布し、それぞれ、本件制服を前記ウにより決定した価格で販売するなどしていた。

2 合意の存在等

(1) 大丸松坂屋百貨店は、前記1(2)ウのとおり本件制服の販売価格を決定しており、DMS Aの担当者が、本件制服の販売価格について、大丸松坂屋百貨店に代わって、3社と連絡し合うなどしていた。

(2) 4社は、かねてから、本件制服の販売価格について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年9月頃以降、本件制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、本件制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、本件制服の販売価格を決定するなどしていた。

3 実施状況

4社は、前記2(2)の合意に基づき、本件制服の販売価格を、おおむね引き上げていた。

4 合意の消滅

令和元年9月18日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2(2)の

合意に基づく行為は取りやめられている。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、本件制服の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件制服の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年7月1日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	制服	学校が、生徒の通学のために、仕様を定めて着用するよう指導する衣類一式
2	指定販売店	学校が、生徒等に対し、制服の購入先として案内している販売店
3	共通チラシ	本件制服の指定販売店 4 社の販売価格等を掲載したもの

別表

番号	区分	品目
1	男子生徒の制服	学生服上着
		冬服ズボン
		合服長袖シャツ
		半袖カッターシャツ
		夏ズボン
2	女子生徒の制服	冬服三つ揃 (上着)
		冬服三つ揃 (ベスト)
		冬服三つ揃 (スカート)
		長袖ブラウス
		リボン
		夏服半袖ブラウス
		夏服長袖ブラウス
		夏服スカート

令和2年（措）第4号

排 除 措 置 命 令 書

愛知県豊田市西町二丁目66番地
有限会社学生の店みくさ豊田店
同代表者 代表取締役 得能 康 照

愛知県豊田市若林東町棚田66番地1
ノノヤマ洋服株式会社
同代表者 代表取締役 野々山 雅 博

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 有限会社学生の店みくさ豊田店（以下「学生の店みくさ豊田店」という。）及びノノヤマ洋服株式会社（以下「ノノヤマ洋服」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、株主総会において決議しなければならない。
 - (1) 別表記載の愛知県立豊田南高等学校の制服（以下「本件制服」という。）について、遅くとも平成27年5月頃以降、2社及び株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」という。）の3社（以下「3社」という。）が共同して行っていた、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定せず、自主的に決めること。

- (3) 今後、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、学生の店みくさ豊田店にあってはノノヤマ洋服及び愛知県立豊田南高等学校（以下「豊田南高校」という。）に、ノノヤマ洋服にあっては学生の店みくさ豊田店及び同校に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 4 2社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- 5 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、本件制服を豊田南高校の生徒等に販売していた。

イ 名宛人以外の大丸松坂屋百貨店は、東京都江東区木場二丁目18番11号に本店を置き、自社が全額を出資する株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ（以下「DMSA」という。）に制服の販売業務を委託し、本件制服を豊田南高校の生徒等に販売する事業を営んでいた者であるが、令和2年4月以降、同事業を営んでいない。

(2) 本件制服の取引形態等

ア 豊田南高校は、自校の生徒等に対し、生徒等向け配布資料で定めていた仕様を満たす制服を着用するよう指導していた。

イ 3社は、遅くとも平成27年4月以降、本件制服の指定販売店であり、豊田南高校は、平成28年度以降の新入学生徒等に対し、本件制服の購入先として3社のみを案内していた。

ウ 2社は、それぞれ、代表取締役が本件制服の販売価格を決定していた。大丸松坂屋百貨店は、大丸松坂屋百貨店の本件制服の売場責任者が示した方針に沿ってDMS Aの担当者が本件制服の販売価格案を作成し、当該責任者が当該販売価格案を了承することにより、本件制服の販売価格を決定していた。また、3社は、それぞれ、豊田南高校から確認を得た上で、本件制服の販売価格を決定していた。

エ 3社は、それぞれ、本件制服のチラシを作成して、豊田南高校を通じて新入学生徒等に配布し、本件制服を前記ウにより決定した価格で販売するなどしていた。

2 合意の存在等

(1) 大丸松坂屋百貨店は、前記1(2)ウのとおり本件制服の販売価格を決定しており、DMS Aの担当者が、本件制服の販売価格について、大丸松坂屋百貨店に代わって、2社と連絡し合うなどしていた。

(2) 3社は、かねてから、本件制服の販売価格について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年5月頃以降、本件制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、本件制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、本件制服の販売価格を決定するなどしていた。

3 実施状況

3社は、前記2(2)の合意に基づき、本件制服の販売価格を、おおむね引き上げていた。

4 合意の消滅

令和元年9月18日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2(2)の合意に基づく行為は取りやめられている。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、本件制服の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件制服の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年7月1日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	制服	学校が，生徒の通学のために，仕様を定めて着用するよう指導する衣類一式
2	指定販売店	学校が，生徒等に対し，制服の購入先として案内している販売店

別表

番号	区分	品目
1	男子生徒の制服	詰襟
		スラックス
		長袖シャツ（夏服用）
		半袖シャツ（夏服用）
		スラックス（夏服用）
		Pコート
		ダッフルコート
2	女子生徒の制服	セーラー（上着）
		セーラー（スカート）
		冬服用リボン
		半袖セーラー（夏服用）
		長袖セーラー（夏服用）
		スカート（夏服用）
		夏服用リボン
		カーディガン
		Pコート
		ダッフルコート

令和2年（措）第5号

排 除 措 置 命 令 書

愛知県豊田市竹生町三丁目33番地

株式会社近藤洋服店

同代表者 代表取締役 梅 村 修 司

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社近藤洋服店（以下「近藤洋服店」という。）は、次の事項を、株主総会において決議しなければならない。
 - (1) 別表記載の愛知県立豊田西高等学校の制服（以下「本件制服」という。）について、遅くとも平成27年9月頃以降、近藤洋服店及び株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」という。）の2社（以下「2社」という。）が共同して行っていた、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - (3) 今後、他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- 2 近藤洋服店は、前項に基づいて採った措置を、愛知県立豊田西高等学校（以下「豊田西高校」という。）に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周

知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 近藤洋服店は、今後、他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。

4 近藤洋服店は、今後、他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

5 近藤洋服店は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 近藤洋服店は、肩書地に本店を置き、本件制服を豊田西高校の生徒等に販売していた。

イ 名宛人以外の大丸松坂屋百貨店は、東京都江東区木場二丁目18番11号に本店を置き、自社が全額を出資する株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ（以下「DMSA」という。）に制服の販売業務を委託し、本件制服を豊田西高校の生徒等に販売する事業を営んでいた者であるが、令和2年4月以降、同事業を営んでいない。

(2) 本件制服の取引形態等

ア 豊田西高校は、自校の生徒等に対し、生徒等向け配布資料で定めていた仕様を満たす制服を着用するよう指導していた。

イ 2社は、遅くとも平成27年4月以降、本件制服の指定販売店であり、豊田西高校は、平成28年度以降の新入学生徒等に対し、本件制服の購入先として2社のみを案内していた。

ウ 近藤洋服店は、代表取締役が本件制服の販売価格を決定していた。大丸松坂屋百貨店は、大丸松坂屋百貨店の本件制服の売場責任者が示した方針に沿ってDMSAの担当者が本件制服の販売価格案を作成し、当該責任者が当該販売価格案を了承することにより、本件制服の販売価格を決定して

いた。また、2社は、それぞれ、豊田西高校から確認を得た上で、本件制服の販売価格を決定していた。

エ 2社は、それぞれ、本件制服のチラシを作成して、豊田西高校を通じて新入学生徒等に配布し、本件制服を前記ウにより決定した価格で販売するなどしていた。

2 合意の存在等

(1) 大丸松坂屋百貨店は、前記1(2)ウのとおり本件制服の販売価格を決定しており、DMS Aの担当者が、本件制服の販売価格について、大丸松坂屋百貨店に代わって、近藤洋服店と連絡し合うなどしていた。

(2) 2社は、かねてから、本件制服の販売価格について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年9月頃以降、本件制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、本件制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、本件制服の販売価格を決定するなどしていた。

3 実施状況

2社は、前記2(2)の合意に基づき、本件制服の販売価格を引き上げていた。

4 合意の消滅

大丸松坂屋百貨店は、平成31年3月28日、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、本件制服に係る自社の売場責任者及びDMS Aの担当者に対して前記2(2)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、2社は、共同して、本件制服の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件制服の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、近藤洋服店については、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたっ

て行われていたこと，違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，近藤洋服店に対し，独占禁止法第7条第2項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

令和2年7月1日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	制服	学校が，生徒の通学のために，仕様を定めて着用するよう指導する衣類一式
2	指定販売店	学校が，生徒等に対し，制服の購入先として案内している販売店

別表

番号	区分	品目
1	男子生徒の制服	制服上下（冬用）（詰襟・スラックス一式）
		カッターシャツ（長袖）
		半袖開襟シャツ（夏用）
		スラックス（夏用）
2	女子生徒の制服	セーラー服上下一式（冬用）
		襟カバー
		リボン
		半袖セーラー（夏用）
		長袖セーラー（夏用）
		スカート（夏用）

排 除 措 置 命 令 書

愛知県豊田市西町二丁目66番地
有限会社学生の店みくさ豊田店
同代表者 代表取締役 得能 康 照

愛知県豊田市竹生町三丁目33番地
株式会社近藤洋服店
同代表者 代表取締役 梅 村 修 司

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 有限会社学生の店みくさ豊田店（以下「学生の店みくさ豊田店」という。）及び株式会社近藤洋服店（以下「近藤洋服店」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、株主総会において決議しなければならない。
 - (1) 別表記載の愛知県立豊田高等学校の制服（以下「本件制服」という。）について、遅くとも平成27年9月頃以降、2社及び株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」という。）の3社（以下「3社」という。）が共同して行っていた、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定せず、自主的に決めること。

- (3) 今後、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、学生の店みくさ豊田店にあつては近藤洋服店及び愛知県立豊田高等学校（以下「豊田高校」という。）に、近藤洋服店にあつては学生の店みくさ豊田店及び同校に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 4 2社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- 5 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、本件制服を豊田高校の生徒等に販売していた。

イ 名宛人以外の大丸松坂屋百貨店は、東京都江東区木場二丁目18番11号に本店を置き、自社が全額を出資する株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ（以下「DMSA」という。）に制服の販売業務を委託し、本件制服を豊田高校の生徒等に販売する事業を営んでいた者であるが、令和2年4月以降、同事業を営んでいない。

(2) 本件制服の取引形態等

ア 豊田高校は、自校の生徒等に対し、生徒等向け配布資料で定めていた仕様を満たす制服を着用するよう指導していた。

イ 3社は、遅くとも平成27年4月以降、本件制服の指定販売店であり、豊田高校は、平成28年度以降の新入学生徒等に対し、本件制服の購入先として3社のみを案内していた。

ウ 2社は、それぞれ、代表取締役が本件制服の販売価格を決定していた。大丸松坂屋百貨店は、大丸松坂屋百貨店の本件制服の売場責任者が示した方針に沿ってDMS Aの担当者が本件制服の販売価格案を作成し、当該責任者が当該販売価格案を了承することにより、本件制服の販売価格を決定していた。また、3社は、それぞれ、豊田高校から確認を得た上で、本件制服の販売価格を決定していた。

エ 3社は、それぞれ、本件制服のチラシを作成して、豊田高校を通じて新入学生徒等に配布し、本件制服を前記ウにより決定した価格で販売するなどしていた。

2 合意の存在等

(1) 大丸松坂屋百貨店は、前記1(2)ウのとおり本件制服の販売価格を決定しており、DMS Aの担当者が、本件制服の販売価格について、大丸松坂屋百貨店に代わって、2社と連絡し合うなどしていた。

(2) 3社は、かねてから、本件制服の販売価格について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年9月頃以降、本件制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、本件制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、本件制服の販売価格を決定するなどしていた。

3 実施状況

3社は、前記2(2)の合意に基づき、本件制服の販売価格を引き上げていた。

4 合意の消滅

令和元年9月18日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2(2)の合意に基づく行為は取りやめられている。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、本件制服の販売価格を引き上げる旨

を合意することにより、公共の利益に反して、本件制服の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年7月1日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	制服	学校が，生徒の通学のために，仕様を定めて着用するよう指導する衣類一式
2	指定販売店	学校が，生徒等に対し，制服の購入先として案内している販売店

別表

番号	区分	品目
1	男子生徒の制服	詰襟
		スラックス
		長袖シャツ
		半袖シャツ（夏服用）
		スラックス（夏服用）
2	女子生徒の制服	三つ揃い（上着）
		三つ揃い（ベスト）
		三つ揃い（スカート）
		長袖ブラウス
		リボン
		半袖ブラウス（夏服用）
		長袖ブラウス（夏服用）
スカート（夏服用）		

令和2年（措）第7号

排 除 措 置 命 令 書

愛知県豊田市竹生町三丁目33番地

株式会社近藤洋服店

同代表者 代表取締役 梅 村 修 司

愛知県豊田市若林東町棚田66番地1

ノノヤマ洋服株式会社

同代表者 代表取締役 野々山 雅 博

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社近藤洋服店（以下「近藤洋服店」という。）及びノノヤマ洋服株式会社（以下「ノノヤマ洋服」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、株主総会において決議しなければならない。
 - (1) 別表記載の愛知県立豊野高等学校の制服（以下「本件制服」という。）について、遅くとも平成27年9月頃以降、2社及び株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」という。）の3社（以下「3社」という。）が共同して行っていた、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - (3) 今後、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店

となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行わないこと。

- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、近藤洋服店にあつてはノノヤマ洋服及び愛知県立豊野高等学校（以下「豊野高校」という。）に、ノノヤマ洋服にあつては近藤洋服店及び同校に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 4 2社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- 5 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、本件制服を豊野高校の生徒等に販売していた。

イ 名宛人以外の大丸松坂屋百貨店は、東京都江東区木場二丁目18番11号に本店を置き、自社が全額を出資する株式会社大丸松坂屋セールスアシエイツ（以下「DMSA」という。）に制服の販売業務を委託し、本件制服を豊野高校の生徒等に販売する事業を営んでいた者であるが、令和2年4月以降、同事業を営んでいない。

(2) 本件制服の取引形態等

ア 豊野高校は、自校の生徒等に対し、生徒等向け配布資料で定めていた仕

様を満たす制服を着用するよう指導していた。

イ 3社は、遅くとも平成27年4月以降、本件制服の指定販売店であり、豊野高校は、平成28年度以降の新入学生徒等に対し、本件制服の購入先として3社のみを案内していた。

ウ 2社は、それぞれ、代表取締役が本件制服の販売価格を決定していた。大丸松坂屋百貨店は、大丸松坂屋百貨店の本件制服の売場責任者が示した方針に沿ってDMS Aの担当者が本件制服の販売価格案を作成し、当該責任者が当該販売価格案を了承することにより、本件制服の販売価格を決定していた。また、3社は、それぞれ、豊野高校から確認を得た上で、本件制服の販売価格を決定していた。

エ 3社は、それぞれ、本件制服のチラシを作成して、豊野高校を通じて新入学生徒等に配布し、本件制服を前記ウにより決定した価格で販売するなどしていた。

2 合意の存在等

(1) 大丸松坂屋百貨店は、前記1(2)ウのとおり本件制服の販売価格を決定しており、DMS Aの担当者が、本件制服の販売価格について、大丸松坂屋百貨店に代わって、2社と連絡し合うなどしていた。

(2) 3社は、かねてから、本件制服の販売価格について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年9月頃以降、本件制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、本件制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、本件制服の販売価格を決定するなどしていた。

3 実施状況

3社は、前記2(2)の合意に基づき、本件制服の販売価格を引き上げていた。

4 合意の消滅

令和元年9月18日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2(2)の合意に基づく行為は取りやめられている。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、本件制服の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件制服の販売分野における競争

を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年7月1日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	制服	学校が，生徒の通学のために，仕様を定めて着用するよう指導する衣類一式
2	指定販売店	学校が，生徒等に対し，制服の購入先として案内している販売店

別表

番号	区分	品目
1	男子生徒の制服	詰襟
		スラックス
		長袖シャツ
		半袖シャツ（夏服用）
		スラックス（夏服用）
		セーター
2	女子生徒の制服	三つ揃い（上着）
		三つ揃い（ベスト）
		三つ揃い（スカート）
		長袖ブラウス
		ネクタイ
		半袖ブラウス（夏服用）
		長袖ブラウス（夏服用）
		スカート（夏服用）
		セーター

排 除 措 置 命 令 書

愛知県豊田市竹生町三丁目33番地

株式会社近藤洋服店

同代表者 代表取締役 梅 村 修 司

愛知県豊田市若林東町棚田66番地1

ノノヤマ洋服株式会社

同代表者 代表取締役 野々山 雅 博

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社近藤洋服店（以下「近藤洋服店」という。）及びノノヤマ洋服株式会社（以下「ノノヤマ洋服」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、株主総会において決議しなければならない。
 - (1) 別表記載の愛知県立豊田工業高等学校の制服（以下「本件制服」という。）について、遅くとも平成27年9月頃以降、2社が共同して行っていた、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - (3) 今後、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行わないこと。

- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、近藤洋服店にあってはノノヤマ洋服及び愛知県立豊田工業高等学校（以下「豊田工業高校」という。）に、ノノヤマ洋服にあっては近藤洋服店及び同校に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 4 2社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- 5 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、本件制服を豊田工業高校の生徒等に販売していた。

(2) 本件制服の取引形態等

ア 豊田工業高校は、自校の生徒等に対し、生徒等向け配布資料で定めていた仕様を満たす制服を着用するよう指導していた。

イ 2社は、遅くとも平成27年4月以降、本件制服の指定販売店であり、豊田工業高校は、平成28年度以降の新入学生徒等に対し、本件制服の購入先として2社のみを案内していた。

ウ 2社は、それぞれ、代表取締役が本件制服の販売価格を決定していた。また、2社は、それぞれ、豊田工業高校から確認を得た上で、本件制服の販売価格を決定していた。

エ 2社は、それぞれ、本件制服のチラシを作成して、豊田工業高校を通じて新入学生徒等に配布し、本件制服を前記ウにより決定した価格で販売するなどしていた。

2 合意の存在等

2社は、かねてから、本件制服の販売価格について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年9月頃以降、本件制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、本件制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、本件制服の販売価格を決定するなどしていた。

3 実施状況

2社は、前記2の合意に基づき、本件制服の販売価格を引き上げていた。

4 合意の消滅

令和元年9月18日、他の事件について、公正取引委員会が2社の本店等に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、これを契機として、2社は、同日以降、前記2の合意に基づく行為を取りやめている。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、2社は、共同して、本件制服の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件制服の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年7月1日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	制服	学校が，生徒の通学のために，仕様を定めて着用するよう指導する衣類一式
2	指定販売店	学校が，生徒等に対し，制服の購入先として案内している販売店

別表

番号	区分	品目
1	男子生徒の制服	ブレザー
		冬スラックス
		長袖カッターシャツ
		ネクタイ
		半袖ハマカラーシャツ
		長袖ハマカラーシャツ
		夏スラックス
2	女子生徒の制服	ブレザー
		キュロットスカート
		長袖ブラウス
		リボン
		半袖ハマカラーシャツ
		長袖ハマカラーシャツ
		夏キュロットスカート